

第79回定時株主総会招集ご通知 (電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく 書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

事業報告

会計監査人の状況

会社の体制及び方針

I. 業務の適正を確保するための体制及び
当該体制の運用状況

II. 当社の財務及び事業の方針の決定を支
配する者の在り方に関する基本方針

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

計算書類

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

計算書類に係る会計監査人の監査報告

(2024年9月1日から2025年8月31日まで)

ヤマト インターナショナル株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	31,000千円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けたうえで、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行い、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法及び公認会計士法等に違反もしくは抵触すると判断した場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任するほか、会計監査人が職務を遂行することが困難と認められる場合または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会の決定により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

会社の体制及び方針

I. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制（内部統制システム）の整備に関する基本方針について、2015年6月5日開催の取締役会において内容の一部改定を決議しており、その概要は以下のとおりであります。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス・ポリシー（企業行動憲章）を定め、それを子会社を含めた全役職員に周知徹底させる。
 - (2) 社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス・プログラムを策定し、それを実施する。
 - (3) 「コンプライアンス基本規程」及び「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、全役職員に対し、コンプライアンスに関する研修を行うことにより、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。
 - (4) 全役職員が、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合の社内報告体制として、コンプライアンス・ホットライン（内部通報制度）を構築し、運用する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の意思決定または取締役に対する報告に関しては、文書の作成、保存及び廃棄に関する「文書取扱規程」に基づき行うものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社及び子会社の経営に重大な影響を及ぼすリスクについては、「リスク管理規程」及びそれに付帯するマニュアル等に従い対応し、必要に応じて研修等を行うものとする。また、新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者となる取締役を定める。
 - (2) 組織横断的リスク状況の監視は内部監査室が行い、全社的対応はIR経営企画室が行うものとする。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、事前に経営会議において議論を行い、その審議を

経て執行決定を行うものとする。

- (2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織および分掌規程」、「職制規程」及び「職務権限規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定める。
 - (3) 取締役会により承認された中期経営計画及び年度利益計画に基づき、各部門の具体的な年度目標及び予算を設定し、それに基づく月次、四半期、半期、年間業績の管理を行うものとする。
5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに通用する行動指針として、グループ・コンプライアンス・ポリシーを定め、これを基礎として、グループ各社は定められた諸規程により運営するものとする。

経営管理については、「関係会社管理規程」により、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、定期的に内部監査室がモニタリングを行うものとする。

取締役は、グループ全社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告するものとする。

- (2) 子会社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認めた場合には監査役に報告するものとする。

監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

- (3) 当社は、「リスク管理規程」に基づき、子会社の経営上の重要事項、業務執行状況及び財務状況等について審議できるよう、子会社からの定期的な報告を義務付ける。
- (4) 内部監査室は、定期的に子会社の監査を実施し、当社の社長及び監査役等に報告するものとする。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役は、内部監査室所属の社員に事務局として監査業務に必要な事項を命令することができる。
内部監査室は監査役会との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。
7. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社及び子会社の取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況を速やかに報告する。
報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する。
 - (2) 監査役会は、社長、監査法人及び内部監査室とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。
8. 上記7. の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査役へ報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役または使用人に周知徹底する。
9. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 - (1) 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等を請求したときは、その費用等が職務の執行について必要でないと認められた場合を除き、当該費用または債務を処理する。
 - (2) 当社は、監査役が職務執行に必要であると判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に意見・アドバイスを依頼する等の必要な監査費用を認める。

10. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、「コンプライアンス・ポリシー（企業行動憲章）」において、反社会的勢力に対し断固とした姿勢で臨むことを掲げ、関係排除に取組むものとする。

また、顧問弁護士や警察等の外部機関と連携し社内体制の整備を行うと同時に、全役職員への啓蒙活動にも取組むものとする。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法及び関連する法令を遵守し、整備・評価・是正を行うことにより適正な内部統制システムを構築する。

（業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要）

① コンプライアンスに対する取組み

当社は、コンプライアンス委員会を定期的に開催し、問題の早期発見と改善措置を実施しております。

内部監査室では、コンプライアンスを監査の重点項目とし、法令・定款・社内規程等の遵守状況の監査に加え、会社の社会的責任の観点から業務が適切になされているかについても確認しております。

② 財務報告に係る信頼性の確保に対する取組み

当社の内部監査室は、各部門に赴き、現状を把握するとともに業務プロセスのリスクやコントロールの見直しを行い、内部統制システムの質的向上を図っております。また、財務報告の信頼性に及ぼす影響に鑑み、策定した監査実施計画に基づき、内部統制の有効性の評価を実施しております。

③ 監査役の監査体制

当社の監査役は、監査役会を定時及び臨時に開催し、情報交換を行っております。また、取締役会、経営会議等の重要な会議には全て出席し、監査の実効性の向上を図っております。更に会計監査人とも監査結果の報告会等定期的に打合せを行っており、会社の内部統制に対して十分な監視機能を有しております。

Ⅱ. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

1. 会社の支配に関する基本方針

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案またはこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

一方で、わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大規模買付提案またはこれに類似する行為を強行する動きが散見されます。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

2. 会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、ワニのワンポイントで親しまれている「クロコダイル」を筆頭に、カジュアルブランドを運営するアパレルメーカーです。1937年大阪で創業した「盤若商店（ヤマト インターナショナルの前身）」は、15人の従業員と10台のミシン、そして「より良い服を作ろう」という強い意思から始まりました。「もの創りは、人創り」という理念を掲げ、お客様に求められる上質な服を作り、作り手の技術を培い人を育て、お客様に愛用され信頼を得る。その積み重ねで成長を遂げてまいりました。

時代とともに人々の価値観や社会環境が変化していく中でも、顧客起点でお客様に求められる

その時代のライフスタイルに相応しい「ものを創る」。

より良い服を作るために社員を育て「人を創る」。

お客様に愛用され信頼されお客様という「人を創る」。

創業当時の志を受け継ぎ、「ものを創り 人を創り お客様と共に心豊かな毎日を創る」というミッションのもと、これからもお客様に求められるより良い服を誠意を込めて作り続けていきます。

基幹事業である「クロコダイル」は、「“大人のTP0”をスマートに

演出するブランド」をコンセプトに、改めて原点である顧客起点に立ち返り、既顧客の満足度向上と活性化に繋がる商品の強みや付加価値を戦略的に構築してまいります。

潜在顧客の獲得に向けましては、クロコダイルグループにおける先進的な役割を担う２つの「ストラテジックライン」に注力してまいります。デザイン性トレンド性を最も重視したラインである「クロコダイルコード」は、2024年春夏から商品構成を拡充し、アパレルに加え、足元も含めたスタイル/コーディネート提案を強化しております。もう一方の「スイッチモーション クロコダイル」は、先進的なスポーツ業界が取り組んでいる工夫や進化といった要素を取り入れ、「もの創り」を最も重視したラインとなり、引き続き戦略的に提供価値の構築を目指してまいります。

更に商品、店舗、コミュニケーション等すべてにおいて一貫性を保ち提供することで、お客様のブランドに対する認知認識を深め顧客を獲得し、事業の持続的な成長を目指してまいります。

「創造的な移動を続ける都市生活者のための機能服」をコンセプトに、オンラインショップをベースに展開する「CITERA（シテラ）」は、常に快適で洗練された時代に響くスタイルを創り出し、ブランドの顔となる商品開発等に引き続き注力することで更なる売上拡大を目指してまいります。また、米国発アウトドアファッションブランド「Penfield（ペンフィールド）」と、ハワイ発カジュアルサーフブランド「Lightning Bolt（ライトニングボルト）」は、ブランド認知度と価値向上に注力し、ライセンス事業の更なる拡大を目指してまいります。

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題と位置づけ、事業の成長、資本効率の改善による中長期的な株主価値・企業価値の向上を目指してまいります。

3. 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして「当社株式の大規模買付行為への対応策（買収への対応方針）」（以下「本プラン」といいます。）を導入しております。

本プランでは、当社株式に対し20%以上の大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）が、大規模買付行為実施前に遵守すべき、大規模買付行為に関する合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を定めています。当社取締役会は、大規模買付者に対し、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に提供することを要請し、当該必要情報の提供完了後、大規模買付行為の評価検討のための期間を設定し、当社取締役会としての意見形成や必要に応じて代替案の立案を行い、公表することとします。従いまして、大規模買付行為は、取締役会の評価検討の期間（対抗措置の発動の是非に係る株主総会を開催する場合には、当該株主総会の開催に要する期間を含みます。）の経過後にのみ開始されるものとします。当社取締役会は、大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として対抗措置をとりません。他方、大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、必要かつ相当な範囲内で、会社法その他法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。

本プランの有効期限は、2027年11月開催予定の当社第81回定時株主総会の終結の時までとなっております。ただし、有効期間中であっても、株主総会または、取締役会の決議により、本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

本プランの詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.yamatointr.co.jp/>）に掲載しております。

4. 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについての概要

- (1) 買収への対応方針に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）及び経済産業省に設置された公正な買収の在り方に関する研究会が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針」の定める3つの原則（企業価値・株主共同の利益の原則、株主意思の原則、透明性の原則）を充足しています。

また経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」

及び株式会社東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」（2021年6月11日に改訂）の「原則1－5 いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

- (2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為等がなされた際に、当該大規模買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続したものです。

- (3) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

- (4) 独立性の高い社外者の判断を重視

本プランにおける対抗措置の発動等に際しては、独立している社外者のみで構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されています。

- (5) 株主意思を反映するものであること

本プランは、定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、継続されたものであり、その継続について、株主の皆様のご意向が反映されております。また、本プラン継続後、有効期間中であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

- (6) デッドハンド型対応方針やスローハンド型対応方針ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される当社取締役会により、本プランを廃止することが可能であり、デッドハンド型対応方針ではありません。また、当社の取締役任期は1年であり、本プランはスローハンド型対応方針でもありません。

連結株主資本等変動計算書 (2024年9月1日から 2025年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	4,917,652	4,988,692	6,521,562	△364,510	16,063,397
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△328,716		△328,716
親会社株主に帰属する当期純利益			143,178		143,178
自 己 株 式 の 取 得				△30,393	△30,393
株主資本以外の項目の当期変動額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△185,538	△30,393	△215,932
当 期 末 残 高	4,917,652	4,988,692	6,336,023	△394,903	15,847,465

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括利 益累計額合計	
当 期 首 残 高	1,303,764	△5,335	△13,502	1,284,926	17,348,323
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△328,716
親会社株主に帰属する当期純利益					143,178
自 己 株 式 の 取 得					△30,393
株主資本以外の項目の当期変動額 (純 額)	185,613	4,371	△7,935	182,049	182,049
当 期 変 動 額 合 計	185,613	4,371	△7,935	182,049	△33,882
当 期 末 残 高	1,489,377	△964	△21,437	1,466,976	17,314,441

連 結 注 記 表

＜連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等＞

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

ヤマト ファッションサービス株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は定率法を採用しております。ただし、1998年12月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～47年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

当社は債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

当社及び連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

① 卸売販売に係る収益

卸売販売に係る収益は、製品の引渡及び配送を履行義務として識別しております。卸売販売においては、顧客による検収が完了した時点で履行義務が充足されるものの、製品出荷時点と重要な差異はないため、当該製品の出荷時点で収益を認識しております。

② 小売販売に係る収益

小売販売に係る収益は、製品の引渡を履行義務として識別しております。小売販売においては、通常製品の引渡時点において履行義務が充足されるため、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。

③ サービス提供に係る収益

サービス提供に係る収益は、主にライセンス、ロイヤリティ収入が含まれ、ライセンスの貸与を履行義務として識別しております。これらは、契約上の条件が履行されるにつれて履行義務が充足されると判断し、一定期間にわたり収益を認識しております。

(5) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理、金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段……為替予約

ヘッジ対象……外貨建債権債務及び外貨建予定取引

b. ヘッジ手段……金利スワップ取引

ヘッジ対象……借入金

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程等を定めた社内管理規程に基づき、為替相場変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

外貨建予定取引に係る為替予約については、予定取引の主要な取引条件の予測可能性及びその実行可能性を検討し、有効性の評価を行っております。

なお、振当処理によっている外貨建債権債務に係る為替予約は振当処理の要件を満たしていることを、特例処理によっている金利スワップ取引は特例処理の要件を満たしていることを確認しており、その判定をもって有効性の評価に代えております。

(7) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、発生年度において一括償却しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

③ 未認識数理計算上の差異の会計処理方法

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

＜連結貸借対照表に関する注記＞

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
- 有形固定資産の減価償却累計額 7,571,788千円
- 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりです。

受取手形	14,026千円
売掛金	1,161,410千円
契約資産	11,986千円

＜連結損益計算書に関する注記＞

1. 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類
山口県山陽小野田市他	店舗用資産	建物及び構築物、有形固定資産その他(工具、器具及び備品)他

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として主に店舗単位で行っており、また、賃貸資産については物件ごとに資産のグルーピングを行っております。

このうち営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなる見込みである資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に129,272千円（建物及び構築物92,903千円、工具、器具及び備品34,957千円、投資その他の資産その他1,411千円）計上しております。

なお、減損損失の測定における回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスのため回収可能価額を零とみなしております。

<連結株主資本等変動計算書に関する注記>

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
- 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数
発行済株式				
普通株式	21,302,936	—	—	21,302,936
合 計	21,302,936	—	—	21,302,936
自己株式				
普通株式 (注)	757,953	72,991	—	830,944
合 計	757,953	72,991	—	830,944

(注) 自己株式の数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得72,300株及び単元未満株式の買取り691株による増加分であります。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
2024年11月22日 定時株主総会	普通株式	205,449千円	10円	2024年8月31日	2024年11月25日
2025年4月11日 取締役会	普通株式	123,266千円	6円	2025年2月28日	2025年4月25日

(2) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項（予定）

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
2025年11月21日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	204,719千円	10円	2025年8月31日	2025年11月25日

＜金融商品に関する注記＞

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余剰資金については主として安全性の高い金融資産で運用しております。

また、運転資金については銀行及び生命保険会社からの借入により調達しております。

デリバティブ取引は後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に公社債及び業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体（取引先企業）の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

差入保証金は、主に本店に係る賃貸借契約に基づく保証金であり、取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、買掛金及び電子記録債務は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。また、一部外貨建ての営業債務は為替リスクに晒されておりますが、先物為替予約取引を利用してヘッジしております。

借入金には長期運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、このうち一部は金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方法等については、前述の「＜連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等＞3. 会計方針に関する事項（6）重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社グループは、売上債権に係る不測の損害が生じないように、与信管理規程に与信限度額及び回収の条件等を定めております。また、事業統括本部では、経理部より配布される滞留期間別売掛金管理表と営業部門より提出される滞留先報告書に基づき、月次会で回収状況の確認及び指示を行っております。

運用目的の債券は、職務権限規程に従い個別に決裁を受ける体制となっており、格付けの高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

デリバティブ取引の相手先は、信用度の高い金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、取引権限や限度額等を定めたデリバティブ管理規程に従い、実需の範囲内での取引を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部門からの報告に基づき経理部が月次で資金繰計画を作成・管理するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、後述の「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等につきましては、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年8月31日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額5,400千円）は、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似することから、注記を省略しております。また、「有価証券及び投資有価証券」に含まれる合同運用指定金銭信託1,300,000千円についても短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	6,097,019	6,097,019	—
(2) 差入保証金	109,523	101,512	△8,010
資産計	6,206,542	6,198,531	△8,010
(3) 長期借入金（※1）	816,317	805,032	△11,284
負債計	816,317	805,032	△11,284
デリバティブ取引（※2）	(1,389)	(1,389)	—

(※1) 1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めております。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で表示しております。

(注1)デリバティブ取引に関する事項

デリバティブ取引

- (1) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当事項はありません。
- (2) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

① 通貨関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	当連結会計年度（2025年8月31日）		
			契約額等 （千円）	契約額等のうち 1年超（千円）	時価（注）1 （千円）
原則的処理方法	為替予約取引				
	買建				
	人民元	買掛金	83,061	—	△1,262
	米ドル	買掛金	6,965	—	△127
為替予約の振当処理	為替予約取引				
	買建				
	人民元	買掛金	42,412	—	（注）2
	米ドル	買掛金	15,785	—	（注）2
	売建				
	米ドル	未収入金	3,889	—	（注）2
合計			152,114	—	—

(注) 1. 時価等の算定方法

取引先金融機関から提示された時価等に基づき算定しております。

2. 為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金及び未収入金と一体として処理しております。その時価を含めた当該買掛金及び未収入金の時価については、買掛金及び未収入金が短期間で決済され、時価が帳簿価額に近似するため、為替予約の振当処理によるものに関する時価の記載を省略しております。

② 金利関連

該当事項はありません。

(注2) 満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
有価証券及び投資 有価証券	1,500,000	213,714	2,615,591	20,900

(注) 差入保証金については返還期日を明確に把握できないため、償還予定日を記載しておりません。

(注3) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超
長期借入金	230,572	180,572	405,173	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格より算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び 投資有価証券				
その他有価証券				
株式	3,070,776	—	—	3,070,776
債券	—	398,068	2,540,836	2,938,904
その他	—	87,338	—	87,338
デリバティブ				
通貨関連	—	△1,389	—	△1,389
資産計	3,070,776	484,016	2,540,836	6,095,629

(2)時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
差入保証金	—	101, 512	—	101, 512
資産計	—	101, 512	—	101, 512
長期借入金	—	805, 032	—	805, 032
負債計	—	805, 032	—	805, 032

(注 1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は取引所の価格によっており、市場の活発性に基づきレベル 1 に分類しております。

債券は市場価格及び割引キャッシュ・フロー法等で算定された取引金融機関からの提示価格によっており、クレジットスプレッド等の観察できないインプットを用いて価格を算定している場合はレベル 3 に分類し、その他はレベル 2 に分類しております。

その他に含まれる投資信託は、市場における取引価格が存在しないことから基準価額によっており、レベル 2 に分類しております。

デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金及び未収入金と一体として処理しており、当該買掛金及び未収入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

差入保証金

差入保証金の時価は、返還により発生する将来キャッシュ・フローを返還の期間までに対応する無リスクの利率で割り引いた現在価値から貸倒見積額を控除した価額によっており、レベル 2 の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

(注2) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

① 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

取引先金融機関等から入手した価格を調整せずに使用しているため、記載しておりません。

② 期首残高から当期末残高への調整表、当連結会計年度の損益に認識した評価損益

(単位：千円)

	有価証券及び投資有価証券
期首残高	2,619,182
当連結会計年度の損益又はその他の包括利益	
損益に計上	—
その他の包括利益に計上	△78,345
購入、売却、発行及び決済の純額	—
レベル3の時価への振替	—
レベル3の時価からの振替	—
期末残高	2,540,836
当連結会計年度の損益に計上した額のうち連結貸借対照表において保有する金融商品の評価損益	—

③ 時価の評価プロセスの説明

当社において、時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価のものは、すべて第三者から入手した価格を使用しております。第三者から入手した価格を使用するにあたっては、使用されている評価技法及びインプットの確認等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

④ 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

該当事項はありません。

＜退職給付に関する注記＞

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。

なお、確定給付企業年金制度については、2011年1月1日より、従来の適格退職年金制度から移行したものであり、すべて積立型制度であります。

上記以外に、従業員の退職等に際して、退職給付会計基準に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

また、当社及び連結子会社は、2015年12月1日より、確定拠出年金制度を開始いたしました。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	752,761千円
勤務費用	21,864千円
利息費用	8,280千円
数理計算上の差異の発生額	1,843千円
退職給付の支払額	△86,565千円
退職給付債務の期末残高	698,184千円

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	947,943千円
期待運用収益	18,958千円
数理計算上の差異の発生額	△10,814千円
事業主からの拠出額	24,122千円
退職給付の支払額	△86,565千円
年金資産の期末残高	893,645千円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	698,184千円
年金資産	△893,645千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△195,461千円
退職給付に係る資産	△195,461千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△195,461千円

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	21,864千円
利息費用	8,280千円
期待運用収益	△18,958千円
数理計算上の差異の費用処理額	1,022千円
確定給付制度に係る退職給付費用	12,208千円

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は、次のとおりであります。

数理計算上の差異	△11,635千円
合 計	△11,635千円

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は、次のとおりであります。

未認識数理計算上の差異	△31,760千円
合 計	△31,760千円

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	47.6%
株式	26.9%
一般勘定	2.4%
その他	23.1%
合 計	100.0%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

割引率	1.1%
長期期待運用収益率	2.0%
予想昇給率	0.0%
一時金選択率	95.0%

3. 確定拠出制度

当連結会計年度の確定拠出制度への拠出に係る費用認識額は、7,575千円であります。

<賃貸等不動産に関する注記>

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等を保有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	時価
3,848,590	6,081,850

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づいて自社で算定した金額であります。

<収益認識関係に関する注記>

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、紳士服、婦人服等の繊維製品の企画、製造及び販売を主たる事業とする「繊維製品製造販売業」を事業領域としております。

主たる収益の分解と報告セグメントとの関連は、以下のとおりであります。

		売上高 (千円)	構成比 (%)
繊維製品製造販売業	直営店・EC	2,452,575	12.6
	自主管理型売場	15,834,696	81.4
	卸売	702,623	3.6
	その他	167,948	0.9
	計	19,157,843	98.5
顧客との契約から生じる収益		19,157,843	98.5
その他の収益	不動産賃貸事業	286,678	1.5
外部顧客への売上高		19,444,522	100.0

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「<連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等> 3. 会計方針に関する事項(4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び債務の残高等

顧客との契約から生じた契約資産及び契約負債の残高は、以下のとおりであります。

なお、当連結会計年度において会員ポイント制度を改訂したことに伴い、契約負債の残高が増加しております。

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	
受取手形及び売掛金	1,232,159
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	
受取手形及び売掛金	1,175,437
契約資産（期首残高）	12,215
契約資産（期末残高）	11,986
契約負債（期首残高）	32,784
契約負債（期末残高）	41,682

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

< 1株当たり情報に関する注記 >

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 845円76銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 6円97銭 |

貸借対照表

(2025年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	9,944,882	流 動 負 債	4,558,856
現 金 及 び 預 金	4,517,067	買 掛 金	625,351
受 取 手 形	14,026	電 子 記 録 債 務	2,830,289
売 掛 金	1,161,410	1年内返済予定の長期借入金	230,572
有 価 証 券	1,499,771	リ ー ス 債 務	11,119
商 品 及 び 製 品	2,372,972	未 払 金	330,707
仕 掛 品	97,127	未 払 法 人 税 等	62,429
そ の 他	282,505	未 払 消 費 税 等	17,322
		未 払 費 用	222,664
		預 り 金	17,596
		賞 与 引 当 金	67,482
		そ の 他	143,320
固 定 資 産	13,052,809	固 定 負 債	1,433,877
有 形 固 定 資 産	(6,699,373)	長 期 借 入 金	585,745
建 物	1,380,945	リ ー ス 債 務	4,686
構 築 物	4,233	長 期 未 払 金	9,116
機 械 及 び 装 置	80,158	長 期 預 り 保 証 金	182,899
車 両 運 搬 具	627	繰 延 税 金 負 債	572,544
工 具、器 具 及 び 備 品	39,334	資 産 除 去 債 務	78,885
土 地	5,179,068	負 債 合 計	5,992,733
リ ー ス 資 産	15,007	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	(4,891)	株 主 資 本	15,516,545
投 資 其 他 の 資 産	(6,348,544)	資 本 金	4,917,652
投 資 有 価 証 券	5,902,647	資 本 剰 余 金	4,988,692
関 係 会 社 株 式	30,000	資 本 準 備 金	1,229,413
長 期 前 払 費 用	26,752	そ の 他 資 本 剰 余 金	3,759,279
差 入 保 証 金	109,415	利 益 剰 余 金	6,005,103
前 払 年 金 費 用	227,221	そ の 他 利 益 剰 余 金	6,005,103
そ の 他	80,178	別 途 積 立 金	3,700,000
貸 倒 引 当 金	△27,671	繰 越 利 益 剰 余 金	2,305,103
		自 己 株 式	△394,903
		評 価・換 算 差 額 等	1,488,413
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,489,377
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△964
資 産 合 計	22,997,692	純 資 産 合 計	17,004,958
		負 債 純 資 産 合 計	22,997,692

損益計算書

(2024年9月1日から
2025年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		
商品及び製品売上高	19,157,843	
不動産賃貸収入	286,678	19,444,522
売上原価		
商品及び製品売上原価	8,334,528	
不動産賃貸原価	148,822	8,483,351
売上総利益		10,961,171
販売費及び一般管理費		11,219,227
営業損失		258,056
営業外収益		
受取利息	1,131	
有価証券利息	37,113	
受取配当金	117,215	
その他の	16,818	172,279
営業外費用		
支払利息	8,532	
その他の	1,918	10,450
経常損失		96,226
特別利益		
投資有価証券売却益	437,736	437,736
特別損失		
固定資産除却損失	1,372	
減損損失	129,272	130,644
税引前当期純利益		210,865
法人税、住民税及び事業税	66,163	
法人税等調整額	16,383	82,546
当期純利益		128,318

株主資本等変動計算書

(2024年 9 月 1 日から
2025年 8 月31日まで)

(単位：千円)

	株	主	資	本
	資 本 金	資 本 準 備 金	そ の 他 金	資 本 剰 余 金 計
当 期 首 残 高	4,917,652	1,229,413	3,759,279	4,988,692
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
株主資本以外の項目の当期変動額 (純 額)				
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－
当 期 末 残 高	4,917,652	1,229,413	3,759,279	4,988,692

	株	主	資	本
	利 益	剰 余 金	剰 余 金	
	そ の 他 利 益 剰 余 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計	
当 期 首 残 高	3,700,000	2,505,501	6,205,501	
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当		△328,716	△328,716	
当 期 純 利 益		128,318	128,318	
自 己 株 式 の 取 得				
株主資本以外の項目の当期変動額 (純 額)				
当 期 変 動 額 合 計	－	△200,398	△200,398	
当 期 末 残 高	3,700,000	2,305,103	6,005,103	

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△364,510	15,747,336	1,303,764	△5,335	1,298,428	17,045,765
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		△328,716				△328,716
当 期 純 利 益		128,318				128,318
自 己 株 式 の 取 得	△30,393	△30,393				△30,393
株主資本以外の項目の当期変動額 (純 額)			185,613	4,371	189,985	189,985
当 期 変 動 額 合 計	△30,393	△230,791	185,613	4,371	189,985	△40,806
当 期 末 残 高	△394,903	15,516,545	1,489,377	△964	1,488,413	17,004,958

個 別 注 記 表

＜重要な会計方針に係る事項に関する注記＞

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年12月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～47年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金（前払年金費用）

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、発生年度において一括償却しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

なお、当事業年度末における年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として「投資その他の資産」に計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

(1) 卸売販売に係る収益

卸売販売に係る収益は、製品の引渡及び配送を履行義務として識別しております。卸売販売においては、顧客による検収が完了した時点で履行義務が充足されるものの、製品出荷時点と重要な差異はないため、当該製品の出荷時点で収益を認識しております。

(2) 小売販売に係る収益

小売販売に係る収益は、製品の引渡を履行義務として識別しております。小売販売においては、通常製品の引渡時点において履行義務が充足されるため、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。

(3) サービス提供に係る収益

サービス提供に係る収益は、主にライセンス、ロイヤリティ収入が含まれ、ライセンスの貸与を履行義務として識別しております。これらは、契約上の条件が履行されるにつれて履行義務が充足されると判断し、一定期間にわたり収益を認識しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理、金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段……為替予約

ヘッジ対象……外貨建債権債務及び外貨建予定取引

b. ヘッジ手段……金利スワップ取引

ヘッジ対象……借入金

(3) ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程等を定めた社内管理規程に基づき、為替相場変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

外貨建予定取引に係る為替予約については、予定取引の主要な取引条件の予測可能性及びその実行可能性を検討し、有効性の評価を行っております。

なお、振当処理によっている外貨建債権債務に係る為替予約は振当処理の要件を満たしていることを、特例処理によっている金利スワップ取引は特例処理の要件を満たしていることを確認しており、その判定をもって有効性の評価に代えております。

7. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

＜貸借対照表に関する注記＞

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 関係会社に対する短期金銭債権 2,296千円
関係会社に対する短期金銭債務 44,759千円
3. 有形固定資産の減価償却累計額 7,571,283千円

＜損益計算書に関する注記＞

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 関係会社との取引高
業務委託費 441,631千円
営業取引以外の取引高 26,231千円

＜株主資本等変動計算書に関する注記＞

自己株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

株 式 の 種 類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
自 己 株 式				
普 通 株 式 (注)	757,953	72,991	－	830,944
合 計	757,953	72,991	－	830,944

(注) 自己株式の数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得72,300株及び単元未満株式の買取り691株による増加分であります。

<税効果会計に関する注記>

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
棚卸資産	22,950千円
投資有価証券	40,225千円
未払事業所税	6,101千円
未払事業税	13,715千円
未払費用	4,498千円
貸倒引当金	8,467千円
賞与引当金	20,649千円
返金負債	2,742千円
契約負債	6,344千円
長期未払金	2,386千円
電話加入権	1,638千円
減損損失	923,653千円
資産除去債務	25,204千円
繰越欠損金	144,469千円
その他	13,222千円
繰延税金資産小計	1,236,271千円
評価性引当額	△1,108,245千円
繰延税金資産合計	128,025千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	624,446千円
有形固定資産	4,548千円
前払年金費用	71,574千円
繰延税金負債合計	700,570千円
繰延税金資産（負債）の純額	△572,544千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の主な差異原因別の内訳

法定実効税率	30.6%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	△1.3%
住民税均等割	12.9%
評価性引当額	△4.0%
その他	0.9%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.1%

<収益認識関係に関する注記>

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表の「<連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等> 3. 会計方針に関する事項（4）重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

＜ 1 株当たり情報に関する注記＞

1. 1 株当たり純資産額	830円65銭
2. 1 株当たり当期純利益	6 円25銭

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年10月8日

ヤマト インターナショナル株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 岡本健一郎

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 村上育史

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ヤマト インターナショナル株式会社の2024年9月1日から2025年8月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上